

食 品 安 全 委 員 会 第 371 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 23 年 3 月 22 日（火） 11:00 ～11:31

2. 場 所 大会議室

3. 議 事

（1）末松内閣府副大臣挨拶

（2）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること

（厚生労働省からの説明）

（3）その他

4. 出 席 者

（内閣府）

末松副大臣

（委員）

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

（事務局）

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、
新本リスクコミュニケーション官、本郷情報・緊急時対応課長、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 食品健康影響評価について

6. 議事内容

（1）末松内閣府副大臣挨拶

○小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 371 回会合）」を開催いたします。通例では毎週木曜日に開催しているところですが、本日は食品安全委員会運営規程第 2 条の規

程に基づきまして、臨時に開催することといたします。本日は7名の委員が出席です。

また、本日は末松内閣府副大臣に御出席いただいております。早速ではございますが、まず末松副大臣からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○末松副大臣 おはようございます。内閣府の担当副大臣の末松でございます。いつも食品安全委員会の皆様にご多大のお世話になりまして、ありがとうございます。

さて、大震災につきましては、福島原発の放射能漏れの影響で、現地福島県周辺地域で原乳や農作物への放射能汚染ということで大きな騒ぎになっているのは、御承知のとおりでございます。関係する農家や酪農家の方々を始めとする生産者の方々とか、あるいは日本内外の消費者の方々においては、大きな混乱と不安が高まりつつあるというのが現状でございます。政府としては、的確な対応によって、一刻も早く国内外の不安や混乱の高まりを予防し、国民の皆様に合理的な根拠に基づいた安心感を提供する必要があると考えております。しかも、このことは日々毎日の国民生活の食生活に関わるものであるだけに、国難として国のトッププライオリティーの一つとして、このプライオリティーを置いて、一刻を争う、早急に解決すべき問題だと認識しております。

このような流れの中で、おとといですが、細川厚労大臣により放射能汚染された食品を食品衛生法で規制する際の放射性物質の指標値に関わる食品健康影響評価について、小泉食品安全委員会委員長に諮問がございました。通常だと当委員会は、諮問を受けますと半年とか1年程度をかけて、十分な時間の中で審議結果を出しておりましたけれども、この毎日の食生活に関わる広範な放射能汚染という緊急時の課題につきましては、今日から数か月かけて審議結果を出していくようなことは許されない状況だと考えております。総理、官房長官あるいは担当の運輸大臣も大至急結果を出すべきだという認識をお持ちだと思います。

幸いにしまして、食品の放射能汚染につきましては、チェルノブイリ事故を始め、多くの実証データや研究が存在しておりまして、日本においてもその道の優秀な専門家が多数おられると聞いております。委員の皆様におかれましては、国の非常時だということを強く意識していただき、トッププライオリティーを置いていただき、それら放射線などの専門家との緊急の話し合いや当委員会を毎日でも開いていただき、英知を結集して、大至急結論を出していただきたいと思います。

委員の皆様にご多大な御負担をかけることは百も承知しておりますが、国民の皆様が当委員会にかかる厳しくも熱い期待は想像を超えるものがございまして、また、当委員会が必

死に頑張っている姿そのものが、国民の信頼につながっていくものだと考えております。

私の気持ちとしても、もともとこの問題は熟知しておられる優秀な専門家同士が、人間への放射線許容量という観点から、知見や議論を整理していけば、1週間程度で一定の結論が出せるのではないかと期待しているところでございます。

当然のことながら、データサンプルあるいは積み切れない諸課題も幾つか残るとは思いますが、それについても次の段階で至急結論づけていただければ、ありがたいと思っております。もちろん、政府としても、体制面などで最大限のバックアップをしていくつもりでございますし、私自身もできる限り毎回この会議に出席をさせていただきたいと思っております。是非この点を御承知賜りまして、よろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長 ありがとうございます。食品安全委員会は国民の健康の保護が最も大事だという基本的理念の下、科学に基づき中立公正に食品の安全性に関するリスク評価を行っております。これからも国民の皆様の御期待に添えるよう努めてまいりたいと思っております。今後、末松副大臣には、私どものリスク評価の結果や科学的情報を国民にお伝えする場合には、今後ともお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。お手元でございます「食品安全委員会（第371回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は議事次第の紙のほかに1点でございます。3月20日付けで厚生労働省から諮問のありました「食品健康影響評価について」という諮問書でございます。

（２）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。本日の議事は「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料1にありますとおり、厚生労働大臣から3月20日付けで食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料 1 をお願いいたします。資料 1 の 1 ページをめくっていただきまして、表紙の裏面から説明させていただきます。

「1. 背景」にありますように、3 月 11 日に東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、周辺環境から通常より高い程度の放射能が検出されました。16 日に原子力災害対策本部は、半径 20～30 km 圏内の住民に対して屋内退避という指示を出したことなど、そういった状況の中、その時点では具体的な農産物への汚染が明らかになっていない段階ではございましたが、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るという観点から、食品衛生法第 6 条に基づき、放射能汚染された食品の販売等がされ、食用に供することがないように措置を講ずることといたしまして、17 日に暫定規制値の通知を発出したところでございます。

この通知の発出に当たりまして、この措置については、あらかじめ食品安全委員会の意見を聞くいとまがないため、食品安全基本法第 11 条に規定する食品健康影響評価を実施せずに、私どもとしては措置を講じさせていただいたというものでございます。これは大臣間でもそういうことで御了解いただいていると認識しております。

資料の 2 ページに別添 1 といたしまして、通知いたしました暫定規制値の一覧がございます。この規制値につきましては、原子力安全委員会が定めている原子力施設等の防災対策に係る指針において、核種別、食品カテゴリー別の指標値が定められておりまして、この指標値ですけれども、国際放射線防護委員会 ICRP が勧告した放射線防護の基準を基に、我が国における食品の摂取量を考慮して、食品カテゴリーごとの摂取制限値が定められたものと伺っておりまして、それをそのまま食品衛生法第 6 条の暫定値とさせていただいたものでございます。

暫定値が通知されてから、関係自治体、現地対策本部、農林水産省の方で各食品中の放射能汚染の実態調査、モニタリングが行われ始めまして、18 日からサンプリングが始まったわけですけれども、19 日に暫定規制値を超える放射性ヨウ素が福島県において原乳から 3 検体、932～1,510 Bq/kg の範囲で検出、また、茨城県においてハウレンソウから 6,100～15,020 Bq/kg の範囲で検出され、更にそのハウレンソウの 1 検体からは、放射性セシウムも暫定規制値を超える 524 Bq/kg 検出されたという報告が寄せられました。更に 20 日になりまして、暫定規制値を超える放射性ヨウ素が福島県で別の原乳 4 検体から、範囲としては 370～5,200 Bq/kg、茨城県においてはハウレンソウから 2,100～54,100 Bq/kg という範囲で検出され、更に一部のハウレンソウからは放射性セシウムも検出され、586～1,931

Bq/kg という数字で検出されたという報告が厚生労働省に寄せられたところでございます。

このような状況を踏まえまして、当初はモニタリング等の結果を集積してと考えておったところでございますが、早急に専門家による科学的評価を受けることが適当であるという厚生労働大臣の判断の下、食品安全担当大臣とも御相談をいただき、休日ではございましたが、20日に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼させていただいたというものでございます。

評価依頼後も20日の夜に、更に栃木県においてハウレンソウから放射性ヨウ素が5,200～5,700 Bq/kg、放射性セシウムが510～790 Bq/kgといった数字の報告がございました。東京都の検査で千葉県産のシュンギクから放射性ヨウ素が4,300 Bq/kg、群馬県でもハウレンソウから放射性ヨウ素が2,080～2,630 Bq/kg、カキナから放射性セシウムが555 Bq/kgという形で検出されたという報告があったところでございます。

このような状況でございますので、緊急にこの食品安全委員会も開いていただきましたけれども、結論を出していただきましたら、1ページの4にありますけれども、評価結果を受け次第、私どもとしても必要な管理措置について、検討を実施していきたいと考えております。

私からの説明はとりあえず以上でございますが、報道ではハウレンソウから出たという話ばかり出るのですけれども、実はもっと検査はたくさんやっております、昨日の夜までに検査結果が出たものと出なかったものが、我が省のホームページの結果としては公表されております。現在までに全部で185検体検査されまして、この暫定規制値を超えたものがそのうちで44検体という状況でございます。乳について60検体行われまして、超えたものが13検体。これは全部、福島県の検体でございます。あと乳で検査されたのは、栃木県、東京都、新潟県産のものが検査されていますけれども、そちらは今のところ是不検出という形になっています。

野菜類については123検体行われまして、うち31検体から出たということでございまして、出たうちハウレンソウが圧倒的に多くて、ハウレンソウは44検体検査されて、29検体が基準値を超過したという状況でございます。野菜類は全部で123検体行われているのですけれども、そのうち44検体がハウレンソウのサンプルで、ほかにはイチゴ、キャベツ、キュウリ、チンゲンサイ、トマト、いろいろなものがやられていますが、そちらは基準を超えるものはなかったという状況ですが、出なかったというところは報道されないものですから、消費者の心配がどんどん募っていくのかなと思っております。

野菜類では123検体中31検体を超えたもので、31のうち29はハウレンソウですけれど

も、残りはシュンギクとカキナでございます。

海産物については、茨城県がしらす干しと揚げかまぼこの2検体を検査していますけれども、超えたものはないという状況でございます。

そういった検査、モニタリング状況になっていることを御報告させていただきます。私からの説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

○熊谷委員 モニタリングについて幾つかお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。原乳がこの値をオーバーしているということですが、乳については原乳が対象になるのでしょうか。それとも加工乳は対象としないのでしょうか。

○森口基準審査課長 食品衛生法の第6条は食品全部がかかりますので、もちろんこれはパックになっている牛乳、加工乳、チーズ、乳製品全部が対象になります。ただ、実際に今のところ、現場で検査されているのは原乳を中心に行われているという状況です。つまり福島県の中では、今は工場も止まっていると思いますし、製品加工まで行っていないのではないかと考えております。

○熊谷委員 ほかの食品につきましても、生産から流通のいろいろな箇所からサンプリングをしているという段取りになっているのでしょうか。

○森口基準審査課長 もちろん、当然そういうことになります。流通食品が食品衛生法の規制の対象になりますので、東京都が行ったのは他県産のものをやっていますし、新潟県も他県産のものも検査をしております。

○熊谷委員 その場合に恐らく、ここの評価に関連するのですが、例えば野菜であると露地物かハウス物か、生産地といった情報が結構役に立つのではないかと考えられますが、サンプリングの計画の中にはそういった情報も取り入れるということを計画されていますか。

○森口基準審査課長 公表資料では、路地物、ハウス物とデータがある範囲で、全部公表しています。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。どうぞ。

○畑江委員 水に関するモニタリングというのは、どの程度やれるものなののでしょうか。消費者にとって一番気になるところではないかと思います。

○森口基準審査課長 水は健康局の方が担当なので、申し訳ございませんが、今、手元に資料等は持ってきておりません。

○小泉委員長 ほかにございますか。水というのは、河川の水という意味ですか。あるいは海水とか。

○畑江委員 飲料水とか畑のまく水とか範囲が広いので、やはり飲料水でしょうか。

○森口基準審査課長 水道水につきましても健康局水道課の方が担当しておりますので、そちらの方から情報を入手して、こちらに提供したと思います。畑にまく水等につきましては、環境省なりの方でモニタリングをする形になるのではないかと思います。厚生労働省では所管していないのではないかと考えております。

○小泉委員長 またデータがありましたら、お願いいたします。ほかにございませんか。どうぞ。

○廣瀬委員 先ほどハウスものの話が出ましたが、実際に私はハウスものからも放射性物質が検出されたということを聞いて、非常に驚きました。この原因は放射性物質が土壌に移行して、それから吸収されているというようなことを考えてよろしいでしょうか。

○森口基準審査課長 確かに超過したものの中に、わずかですがハウス物もあるので、それがどういう原因でそうなったかについては、私も現在は答えられる情報を持っていません。

○小泉委員長 恐らくその辺も食品安全委員会で、今後リスク評価をしていきたいと思っています。ほかにございますか。

○長尾委員 農産物の中では、ヨウ素とかセシウムが中心のようですが、これは今までの事例とか経験的なことで、そういうことになっているのでしょうか。

○森口基準審査課長 ヨウ素、セシウムは揮発性がありますので、炉心が壊れていない今の状況でも、どういう核種が放出されているかについては、私どもも情報を得ておりませんけれども、恐らくこれらが中心になっているのではないかと。プルトニウムとかウランとか、そういうものは今のような状況では、多分そんなに出ていないのではないかということです。実際に検査に当たっても、ヨウ素、セシウムは検査結果がすぐに出るわけですが、ほかのものについては時間ももっとかかりますし、費用的な面からもすぐに対応するのは難しいのかなと思っております。

○小泉委員長 どうぞ。

○野村委員 モニタリングの件ですが、モニタリングは出荷制限をしたところも引き続きモニタリングはするということですか。それとも、もう出荷制限をしている場合は、やめてしまうということでしょうか。

○森口基準審査課長 自治体がどういう計画で今後やっていくかについては、まだそこまで情報が整理されていません。農林水産省の方でもモニタリングをやっていますけれども、今後どういう計画でやっていくかは、私どもも情報が取れていませんので、今お答えは難しいです。今後、そういうことを整理していきたいと思っております。

○野村委員 その地域のモニタリングをやめてしまうというのは、例えば我々評価する側としても問題があるので、できれば続けていただきたいと思います。

○森口基準審査課長 ヨウ素については非常に半減期が短いですから、経過を追って変わらなければ、更に降ってきているのだろうし、減ってくるのであれば、もう止まったとい

う話ですので、その辺は重要な観点だと思いますので、モニタリングは必要だと私は思っております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

○熊谷委員 モニタリングについてもう一つお聞きしたいのですけれども、恐らく測定器材あるいは人的な部分の制約があると思いますが、厚生労働省の関係だけで結構ですが、今後どのくらいの規模といいますか、サンプリングの数といいますか。測定数はどんな感じになるかをおわかりになる範囲で。例えば1か月くらい続けて1万とか千とか、そういうのはおわかりになりますでしょうか。

○森口基準審査課長 数は難しいのですけれども、食品衛生法の検査は基本的には自治体が行いますが、厚生労働省の検疫所がかつて検査したことがございますので、検疫所などでも検体を受け入れて、検査を今後していきたいと考えておりますが、どの程度できるかはまだ整理が付いていません。

○小泉委員長 ほかにございますか。どうぞ。

○村田委員 モニタリングの話がありましたけれども、今は農産物が主でしたが、海産物の方は先ほど2点という話でしたが、これも多少増える予定でしょうか。

○森口基準審査課長 もちろん、海産物もこの規制の対象になりますので、肉、魚、その他に該当しますから、今後やっていく。ただ、とりあえず急ぐものから検査をしていくということで、特に葉もの野菜が汚染の影響を受けやすいだろうということですから、その検体が多いという状況で、今後広がっていく形になると思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

○末松副大臣 モニタリングについて、私は常々思っていたのですけれども、日ごとに変わってきていますね。ああいうのは一覧表みたいなものをここに出さないのですか。一番専門家の方なので、そういうのを出していただいて、ずっとその流れがどうなのかを知ら

ないと、ただこれ1枚を出されただけでは困るような気がしますけれども、いかがですか。

○森口基準審査課長 今回この場にはこれだけしか出していませんけれども、評価資料としては、私どもが集められるだけのものは提出させていただきますし、検査結果、どこの地域でどれだけの数字が出ているというのは、随時提供させていただくつもりでございます。

○小泉委員長 今、副大臣が心配されておられましたが、私どもも毎日のように、時々刻々測定結果はいただいております。

○末松副大臣 では、ここを出していないだけの話ですね。失礼しました。

○小泉委員長 どうぞ。

○野村委員 せっかくの話題ですので、我々は今、非常にスピード性を持って評価してくださいという副大臣の要請がありまして、政府もバックアップしてくれるということで安心していますが、我々としてはデータの入手が評価のスピードと内容の充実に非常に関連しておりますので、改めてそこら辺の支援をよろしくお願いしたいと思います。

○末松副大臣 厚労省とか農水省とか関連省庁についてですね。

○野村委員 経産省も含めてです。

○末松副大臣 経産省も含めてですね。そこは承知いたしました。

○小泉委員長 ほかにございますか。今、野村さんが言われたものと同じような意見ではありますが、非常に大切なのは、原発のところから放出される核種であって、例えばヨウ素だと半減期は8日ということですからかなり少なくなります、セシウムだと30年ということで、やはり健康影響の面から考えるとこの核種は問題ですが、今、言われたように、原発のもとから情報がわからないというのは、評価するときに問題かなという気がいたします。

食品安全に関する情報はすべて厚労省が一括して、そこに集まるようになっているので

はないのでしょうか。

○森口基準審査課長　そこまで、まだ情報がもらえていないということでして、実際にどれがどのくらい出たかという情報が取れているのかどうかも私はわかりませんが、経産省、東京電力、原子力安全・保安院なりが持っているかどうかはわからないので、それは当たってみたいと思います。

○小泉委員長　この点については、副大臣にも是非とも御協力いただいて、環境省領域とかすべての領域からのデータ集めは我々の評価に重要ですので、よろしくお願いいたします。

○末松副大臣　その具体的な各省とどういったデータというのがありましたら、後で事務局を通じていただければ、それに従って、必要であれば大臣の方から直接閣僚に対して依頼するという手続にします。

○小泉委員長　よろしくお願いいたします。ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、ただ今の御意見にもありましたように、本件につきましては現在の状況を踏まえて、速やかに審議を進めることとして、極めて異例ではありますが、この委員会に専門家を招聘して、まずは当面、緊急にリスク評価が必要な事項を整理して、その結果を取りまとめるということにしてはどうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長　それでは、本件につきましては、そのような形で調査審議を開始することといたします。森口課長、どうもありがとうございました。

この調査審議に御出席いただく専門家及び緊急的に検討結果を取りまとめるための審議日程につきましては、御出席いただく専門家の御都合などを考慮して決定していく必要がありますので、私に御一任いただけますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長　また今後、委員会で調査審議しなければならない案件がほかに多くあるものの、緊急に行う検討結果の取りまとめまでの間は、本件を優先的に取り扱いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長　それでは、そのようにさせていただきます。ほかに議事はございますか。

○西村総務課長　ございません。

○小泉委員長　それでは、これで本日の委員会の議事は終了いたしました。次回の委員会会合につきましては、定例では3月24日木曜日14時からになりますが、本件に関する審議を優先することといたしますので、今後予定が変更することもございます。あらかじめ御了解いただけますようお願いいたします。

また、委員会の開催に当たりましては、できるだけ時間的余裕を持って発表したいと思いますが、本件に関しては非常に異例な対応を行いますので、通常のような事前発表は事実上困難だと思います。したがって、開催につきましては、本委員会のホームページなどをよく御覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、第371回食品安全委員会会合を閉会といたします。ありがとうございました。